

令和4年度企業会計決算認定特別委員会

令和5年10月11日（水）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

大塚委員長

ただいまから企業会計決算認定特別委員会を開会いたします。（10時32分）

はじめに、当委員会の運営についてであります。本日は県土整備部関係、明日は企業局関係、あさっては病院局関係について審査することとし、それぞれ理事者から説明を聴取するとともに質疑及び採決を行いたいと思います。

このような審査方法でいかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、そのように議事を取り計らうことといたします。

それでは、議事に入ります。

これより、令和4年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定についての審査を行います。まず、本件について理事者から説明を受けることにいたします。

松野県土整備部長

県土整備部長の松野でございます。

大塚委員長、井村副委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、平素より県土整備部の業務運営につきまして格別の御指導、御鞭撻<sup>べんたつ</sup>を賜わり、厚くお礼申し上げます。

県議会9月定例会に提出いたしました令和4年度の徳島県流域下水道事業会計の決算につきまして、御審議、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、徳島県流域下水道事業会計につきましては、令和2年度に地方公営企業法の一部適用を受け、特別会計から公営企業会計となり、地方公営企業会計により決算を上げております。

それでは、令和4年度の徳島県流域下水道事業会計につきまして、決算概要を御説明申し上げます。

令和4年度徳島県流域下水道事業決算書及び添付書類の9ページを御覧ください。

事業報告書の1、概況（1）総括事項でございます。ア、一般的事項にありますように、この事業は旧吉野川・今切川流域の周辺2市4町における生活環境改善や公共用水域の水質保全を図ることを目的とし、流域下水道を整備、運営するものでございます。

次に、イ、個別的事項の（ア）処理状況につきましては、年間汚水処理量209万3,311<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、1日当たりの平均およそ5,735<sup>3</sup>m<sup>3</sup>となっております。

（イ）営業状況としましては、処理水量に応じた市町からの管理運営負担金や長期前受金戻入などで総事業収益は9億1,820万756円、指定管理料や減価償却費などで総事業費用は9億2,414万7,872円で、差引当期純損失は594万7,116円となっております。

以上、簡単ではございますが、概要説明を終わらせていただきます。

なお、事業概要と決算内容につきましては、姫氏原課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

姫氏原水・環境課長

それでは、徳島県流域下水道事業会計決算認定特別委員会資料に基づきまして御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

計画概要でございます。この事業は、御覧のとおり鳴門市をはじめ2市4町の生活排水を幹線管路で集め、終末処理施設で処理するものでございます。

緑、赤及びねずみ色で着色された区域は下水道の計画区域で、黒色の太い実線は幹線管路、徳島阿波おどり空港南側のオレンジ色が終末処理施設である旧吉野川浄化センターとなっております。

事業運営につきましては、幹線管路や終末処理施設を整備いたしまして、関連市町の汚水を受け入れ、汚水の処理や施設管理を実施し、市町からの汚水処理に係る負担金により事業運営を行うものです。

また、家庭や事業所などと幹線管路をつなぐ下水管の整備につきましては、関連市町の事業により実施しており、現在も整備が進められている状況でございます。

令和4年度末における整備状況につきましては、図面のねずみ色で着色している部分が完成し、整備面積は約767ha、幹線管路延長は24.7km、1日当たり最大1万1,800m<sup>3</sup>の汚水を処理できる終末処理施設が整備されており、処理人口としましては約2万5,000人となっております。

続きまして、4ページの表を御覧ください。

令和4年度の消費税抜きの収益的収支の状況について、昨年度からの推移を整理したものでございます。

次に、5ページは消費税込みの資本的収支の状況について整理したものでございます。

引き続きまして、令和4年度徳島県流域下水道事業決算書及び添付書類に基づき、決算内容を御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。決算報告書でございます。

決算報告書につきましては、予算との対比のため消費税込みにて記載しております。

(1) 収益的収入及び支出について御説明いたします。

上の表、収入につきましては、区分欄の事業収益の行、中ほどの予算額合計欄に記載のとおり、予算額は9億6,181万8,000円となっており、決算額はその右側の欄に記載のとおり9億4,397万181円となっております。

その内訳は、市町からの汚水処理負担金などの営業収益2億8,171万円余りのほか、長期前受金戻入などの営業外収益でございます。

下の表、支出につきましては、区分欄の事業費用の行、中ほどの予算額合計欄に記載のとおり、予算額は9億6,181万円8,000円となっており、決算額は、その右側の欄に記載のとおり9億4,397万181円となっております。

その内訳は、汚水を処理する経費、施設維持管理費などの営業費用8億3,543万円余りのほか、企業債の支払利息などの営業外費用でございます。

決算額については、汚水量の処理実績により予算額との差異が生じております。

消費税込みの収入及び支出は同額となっております。

次に、2ページを御覧ください。

（2）資本的収入及び支出について御説明いたします。

上の表、収入につきましては、区分欄の資本的収入の行、中ほどの予算額合計欄に記載のとおり、予算額は令和3年度からの繰越しに係る財源充当額を含めて7億1,448万2,000円となっており、決算額はその右側の欄に記載のとおり6億9,051万6,638円となっております。

その内訳は、建設改良工事の財源及び借換債としての企業債3億3,200万円、国庫補助金及び一般会計からの繰入金としての補助金2億9,465万円余りのほか、市町からの負担金でございます。

下の表、支出につきましては、区分欄の資本的支出の行、中ほどの予算額合計欄に記載のとおり、予算額は令和3年度からの繰越額を含めて7億1,448万2,000円となっており、決算額は、その右側の欄に記載のとおり6億9,066万2,722円となっております。

その内訳は、建設改良工事の工事費用として1億2,927万円余り、企業債の償還金として5億2,878万円余りのほか、他会計からの長期借入金の償還金として3,260万円がございませぬ。

なお、支出予定額のうち地方公営企業法第26条の規定に基づき2,381万8,700円を翌年度に繰り越しております。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額14万6,084円については、欄外に記載のとおり、前年度からの繰越工事資金にて補填しております。

次に、3ページの損益計算書を御覧ください。

この帳簿は、当年度の事業活動における経営成績を明らかにするための報告書であり、消費税額を控除した税抜き金額にて記載しております。

経常損失は中段に記載のとおり594万7,116円で、特別利益及び特別損失が同額であるため、当年度純損失も同額となっております。

前年度繰越利益剰余金がゼロ円であるため、当年度未処理欠損金も最下段に記載のとおり、同額の594万7,116円となっております。

4ページの剰余金計算書を御覧ください。

この帳簿は、当該年度末時点での利益の積立状況を示すものです。

資本剰余金については、土地の取得等に係るもので、最下段中ほどの資本剰余金合計欄に記載のとおり73億5,909万7,934円となっており、利益剰余金については、当年度未処理欠損金と同額の549万7,116円をマイナスの利益剰余金として計上しております。

流域下水道事業は資本金がないため、最下段右端に記載のとおり資本剰余金及び利益剰余金の合計額73億5,315万818円が資本合計となっております。

5ページ、欠損金処理計算書を御覧ください。

この帳簿は、先の剰余金計算書における未処分利益剰余金等の処分についての内容を示すものでございませぬ。

表の中段、議会の議決による処分額の欄を御覧ください。

当年度分につきましては、未処分利益剰余金がありませんので処分はございませぬ。

6ページを御覧ください。貸借対照表でございませぬ。

この帳簿は、当該年度末時点での資産や負債、資本の状況を示すものでございませぬ。まずは資産でございませぬ。

1、固定資産については、土地や施設、機械類などの資産であり、一番右の欄の下から3行目に記載のとおり、固定資産合計額は259億8,266万2,659円となっております。

2、流動資産については、預金や未収金などの現金化しやすい資産であり、一番右の欄の下から2行目に記載のとおり、流動資産合計額は3億2,703万2,401円となっており、資産合計額は、最下段に記載の263億969万5,060円となっております。

7ページを御覧ください。負債でございます。

3、固定負債、4、流動負債については、企業債や他会計借入金の残高、5、繰延収益は、国の補助金や市町の建設負担金などの長期前受金であり、これらを合わせた負債合計額は、最下段の189億5,654万4,242円となっております。

8ページを御覧ください。資本でございます。

6、剰余金につきましては、剰余金計算書の資本剰余金合計額及び利益剰余金合計額の合計が資本合計額となっており、一番右の欄の下から2行目に記載のとおり73億5,315万818円となっております。

なお、負債と資本との合計額は一番下の段に記載のとおり263億969万5,060円となっており、6ページの資産合計額と一致いたします。

9ページから26ページまでの添付書類につきましては、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして、令和4年度流域下水道事業会計決算書の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審査を賜りますよう、お願い申し上げます。

大塚委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

福山委員

私のほうから、旧吉野川流域下水道事業について1点お聞きしたいと思います。

県内唯一の流域下水道事業である旧吉野川流域下水道事業は、昨年度、処理区域を縮小する全体計画の見直しが行われ、下水道で整備する区域を厳選し、生活排水処理対策に遅れが生じないように、現在鋭意整備が進められていると認知しておりますが、まず、この事業の概要と現状について説明をお願いいたします。

姫氏原水・環境課長

ただいま福山委員から、旧吉野川流域下水道事業の概要と進捗状況について御質問を頂きました。

旧吉野川流域下水道事業は、徳島市、鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、板野町の2市4町において排出される生活排水を、各市町をつなぐ幹線管路を通して松茂町にある終末処理場、旧吉野川浄化センターに集め、処理する事業でございます。

県の事業としましては、幹線管路と終末処理場を整備し、施設の維持管理や汚水の処理を行い、各市町が家庭や事業所と幹線管路をつなぐ下水環境を整備する面整備を行い、県

と市町が一体で事業を進めており、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的としております。

事業の経緯としまして、平成12年度に事業の認可を受け、平成13年度に工事に着手、平成21年度に供用を開始してありまして、現在、市町において面整備を進めておるところでございます。

事業着手後20年が経過しまして、その間人口減少や高齢化の進行をはじめ、生活排水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が変化していることから、昨年度、それらに柔軟に対応するため関連市町と協議、調整を行い、下水道区域を縮小する全体計画の見直しを行ったところでございます。

現在の事業の計画としましては、事業費が県事業で約420億円、市町の事業が約460億円、合わせて880億円で、対象となる処理面積は約1,415ha、処理人口は約4万6,000人となっております。

新たな計画では、令和17年度の概成を目指すこととしてありまして、令和4年度末における進捗状況については、県事業では事業費約339億円により延長約24.7kmの幹線環境を完成するとともに、1日最大1万1,800tの汚水が処理できる終末処理場を整備してございます。

また、関連市町が行う面整備事業では、これまでに事業費約258億円を投じまして、供用面積で767ha、処理人口で約2万5,000人となっております。

前年度からの伸びで見ますと、供用面積で約23ha増、処理人口でも674人増となっております。令和17年度の概成に向けて、着実に整備が進められている状況でございます。

#### 福山委員

先ほど、令和17年度という目標を定めていますが、整備が遅れば遅れるだけ経営面でも不利になることから、できるだけ早期に整備が図られるよう取り組む必要があります。

また、下水道を整備しても接続してくれなければ意味がなく、それは直接経営面に跳ね返ってくるため、しっかりと流入水量を確保する必要があります。

そこで事業の早期整備と持続可能な事業経営に向けてどのように取り組むのか、説明をよろしくお願いいたします。

#### 姫氏原水・環境課長

ただいま、流域下水道事業の早期整備、また持続化の事業経営に向けてどのように取り組むのかという御質問を頂きました。

管渠<sup>きよ</sup>工事をはじめ、下水道の施設整備には多額の予算が必要となります。そこで、昨年度見直した新たな計画区域において、着実に下水道整備が推進できるように、国に対して必要な予算の確保を要望してまいるとともに、健全な下水道経営には施設の早期整備が不可欠であることから、現在の低金利の有利な状況を生かして整備のスピードアップが図られるよう、市町に対して働き掛けてまいります。

また、経営安定に向けては、流入水量の増加を図り、その中で収益を生み出すことが重要でございます。

そのため、関連市町と連携の下、整備された区域において継続的な啓発活動を実施し、

確実につながり込みを行っていただけるよう、住民への周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

さらに現在、関連市町により面整備を拡大しているところであるものの、更なる流入水量の確保に向けまして、企業排水の受入れなど新たな取組を進め、経営の安定化につなげてまいります。

今後とも、関連市町と連携し、持続可能な下水道経営による安定的な下水道サービスの提供が実現できるよう取り組んでまいります。

#### 福山委員

先ほど、今年度、純損失が発生したとの報告がありましたが、その中身についても詳しく説明をよろしくお願いします。

#### 姫氏原水・環境課長

ただいま福山委員から、今年度発生しました純損失の中身についての御質問を頂きました。

流域下水道の汚水処理に係る維持管理費につきましては、関連市町からの負担金収入で賄うことが原則となっております。令和4年度決算に関しましても、維持管理に係る費用については不足額も含めて関連市町が負担することにより、収支の均衡が図られているところでございます。

一方、旧吉野川流域下水道については、令和2年度から企業会計に移行し、2年間は特例期間として、消費税の免税事業者と同様の扱いがされておりました。

今回、委員会で御審議いただく令和4年度決算からは特例期間が終了しまして、本来の課税事業者としての会計処理を行うこととなっております。

また、平成15年度から平成20年度において、過去には企業債を原資として工事を行った結果、その当時の消費税の還付を受けておりました。その全額を一般会計に繰入れしております。

発行済みの企業債の当年度の償還に係る繰入額に見合う消費税の相当額について、企業会計が適用され、かつ消費税の特例期間が終了した令和4年度決算からは、消費税に係る基本通達により、起債に係る消費税について、その全額を費用として計上する必要が生じております。

一方、収益については、令和4年度に実際に納税する消費税額のみを一般会計から繰り入れたため、その差額が594万7,116円として、純損失として発生したものでございます。

なお、純損失は実際の現金の動きを伴うものではなく、過去に一般会計に還付を受けておりました。県の会計全体で見れば損失は発生してないというところでございます。

#### 福山委員

事業については効率的に取り組んでいることなので、引き続き関連市町と連携し、スピード感を持って進めていただきたいと思います。と思っております。

特に、下水道への接続には県民の理解と協力が不可欠であることから、しっかりと普及啓発していただくようお願いいたします。

また、純損失については、令和5年度以降発生させないだけでなく、早期に欠損金がなくなるように経営の健全化及び安定的な収益確保に努めていただきたいと思います。

古川委員

先ほど話した純損益の部分、ちょっと分かりにくかったのですが、実際は一般会計との関係で数字上の問題ということなんですけれども、もう一回言っておきますが、その関係上、消費税の部分を一般会計から出しているということによろしいですか。

姫氏原水・環境課長

ただいま、純損失の中身についての御質問を頂きました。

消費税については、過去に還付を受けたものを一般会計に繰り出して、一般会計に入っております。

今年度、消費税の支払部分を、過去の企業債に基づく部分を費用として計上する必要が生じまして、今年度また消費税の計算を行いまして、実際に納税する額のみを一般会計から繰り入れたということで、その費用に計上した部分と、実際に納税する額との差額というのが、損失として現れたものでございます。

古川委員

そうしたら、今年度は消費税として払う分を一般会計から繰り入れて、その差額が500万円ぐらい生じたのですか。差額が生じて、払う分と同額を持ってくるのではないのですか。その差額というのがよく分からないのですけど。

姫氏原水・環境課長

まず、費用として計上する額としましては、過去の企業債を原資として工事を行って一般会計に繰り入れた分を費用として計上します。

それで、その部分が今年度、支払が出るのですが、それ以外の部分で消費税の計算をしたところ、プラスマイナスしたら、今年度支払う額というのは662万3,000円ということで、実際に納税する額と費用として計上する額との差額が損失として現れているということでございます。

古川委員

ちょっと頭が回ってないのでよく分かってないのですが、これ以上聞いても分からないだろうと思うので、そういうことなんです。

あとは、この全体の計画を見直したということにちょっと戻りますけど、計画概要図を3ページに付けてくれています。全体計画があって、事業計画の赤い部分があって、この緑の部分はまだ事業に着手していないけど、これからやるということによろしいのですか。

姫氏原水・環境課長

3ページの図ですけど、全体計画として緑の部分がまだ事業化されていない部分ということで残っている部分になります。

それと、赤い部分が今もう事業化されて事業をやっている部分、その中で終わっている部分が黒色の整備済みの区分ということになります。

古川委員

分かりました。

では、見直しをして外したところは、色を付けてないわけですね。

これをやってもちょっと事業に厳しいなというところは外したんだろうとは思いますが、市町村と協議の上どういうところを外して、それがどれぐらいの面積だったかというのを、もう一回教えてもらえますか。

姫氏原水・環境課長

ただいま、全体計画の見直しの内容について御質問を頂きました。

今回、区域から外した部分につきましては、まずスピード、時間軸を考えまして、令和17年度末までに整備ができるようなところ、また市町のスタミナ等もございます。

あと、基本的に人口が密集しているところは残して、人口が密集していないところ、それと整備までに長期間を要するところにつきましては、区域を外したというところがございます。今回この外した区域、残された区域をもって、健全な事業経営が成り立つ部分というところで、市町と協力して範囲を決定しております。

古川委員

方向性は十分理解できるのでいいですけど、そうしたらどれぐらいの面積を外したかを教えてほしいのと、今回、徳島市を外してしまったということによろしいですね。

姫氏原水・環境課長

まず、どれぐらいの面積を外したかということであると、全体で当初と比べて7割程度面積が減少しております。

それで、徳島市につきましては今回、川内、応神、吉野川北岸地区について、区域から外しております。

古川委員

この図面で、うっすらピンクで囲まれているところが外されて、これが7割ぐらいに該当するということによろしいのですか。

姫氏原水・環境課長

図面でうっすらピンクで囲まれているところが市街化区域を表してございまして、市街化区域以外のところも区域に含まれています。このピンクプラスアルファのところを外れたということで、考えていただけたらと思います。

古川委員

分かりました。

かなり大幅に縮小したという認識ですね。

あと、先ほど部長の説明の中で指定管理をしているということで、どこが管理しているのかという基本的なことが分かってないので教えてほしいのと、あと他会計からの補助金、この辺りもちよっと教えてください。

姫氏原水・環境課長

ただいま、指定管理のことと、他会計からの補助金ということで御質問を頂きました。

指定管理につきましては現在、旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体として、徳島県建設技術センターと、全国的に下水道処理施設の運転業務を行っております株式会社テスコから成る共同事業体が指定管理を行っております。

他会計の補助金というのは、一般会計からの補助金ということになります。

古川委員

大体の概要は分かりました。

大幅に縮小して、令和17年度までに完成をして、基本的にずっと会計としても赤字を出さないようにやっていくということですので、ここで鋭意進めていただけたらと思います。

元木委員

今の関連で、関連市町と連携してということで御答弁いただいて、市町村の負担も頂いておるといってございますけれども、まず県と市町村の、そもそも役割分担をどのようにされておられるのか、教えてください。

姫氏原水・環境課長

ただいま元木委員から、流域下水道事業に係る県と市町村の役割分担について御質問を頂きました。

県と2市4町、関連市町とが協定を結んでおりまして、その役割を決めております。

まず、建設につきましては、事業主体としては県が実施すると、その費用については国費を除いた分の半分を県が負担し、残りの半分、4分の1になるのですが、そこを関連市町がそれぞれで、また市町ごとの負担割合がございまして、それで市町が負担するというので、県が流域の幹線と処理場を整備する。それ以外の幹線をつなぐ下水管については、それぞれの市町が整備することになっております。

あと、施設の維持管理について、できた後の維持管理に係る費用については、市町が負担するというので協定を結んでございます。

元木委員

流域下水道管理運営負担金ということで、各市町に負担いただいているということでございます。

今の説明で、そういった役割分担に基づいて、それぞれの金額が決まっておるのかなと思いますけれども、具体的に各市町の負担金額というのはどの程度のものなのか、それぞれ教えていただきたいと思います。

姫氏原水・環境課長

具体的な市町の負担金額ということで、御質問を頂きました。

令和4年度決算で見た場合、維持管理の負担金の合計額としましては2億9,000万円ほど掛かっておりまして、その分を徳島市から板野町で負担していただいているところでございます。

大まかな数字でございますけど、令和4年度決算でいうと徳島市が300万円、鳴門市が6,300万円、松茂町が5,300万円、北島町が4,700万円、藍住町が9,000万円、板野町が約3,300万円となっております。

元木委員

それぞれ受益に基づいた負担をしておるということで、期待をさせていただきたいと思う次第でございます。

先ほども御説明を頂いたとおり、水質の改善も確実になされておるとお伺いをしておりまして、各市町の住民の度合いも年々変化をしておるような部分もあるのかなと感じておりますけれども、県として、こういった負担金の基本的な考え方を決定するのに当たりまして、損益分岐点の分析はなさっておられるのか教えていただきたいと思います。

姫氏原水・環境課長

ただいま元木委員から、損益分岐点に関する御質問を頂きました。

ただいま、流域下水道を維持管理する上で必要な経費が、先ほど御説明した2億9,000万円ほど掛かっておりまして、各市町からは1 m<sup>3</sup>処理するに当たり100円ということで、負担金を頂いております。

ただ100円に処理水量を掛けた金額では、実際に掛かった金額を満足することができませんので、現在のところ、不足額についても市町から負担を頂いておるところで、実際100円の単価でできる処理水量がどれぐらいになるかということ、大体8,000 t。現在1日平均5,700 t ぐらいなんですけど、これが8,000から9,000 t ぐらいまで上がってくると、1 m<sup>3</sup>処理するのに100円で処理できるということで、それ以上増えたらスケールメリットが働いて、利益が生じてくると考えております。

元木委員

資料にありましたとおり、昨年度、電気料金等の高騰によって維持管理費が増加したものの、流入水量の増加ですとか、維持の減少によって、昨年度より汚水処理の原価も下がっておるところでございますけども、自治体の収益、こういった公共事業を推進するに当たりまして、収益性のある施設について財務分析を行って、出資構造の改善の道を探るということを継続して取り組んでいただきたいと思いますという次第でございます。

それを行うに当たって、この掛かる費用を収益によっていかに回収するかという観点からの分析、そして当該収益、施設の更新、投資費用への財源の確保などの観点をしっかりと踏まえていただいて、これから物価高騰も継続すると思われまますけれども、今後とも健全経営に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

## 東条委員

この事業は、川や海の水質保全と生活環境の改善を図るということで進められていると、経営の効率化とか安定も含まれているのですけれども、例えば水循環や環境創生プランがございしますが、その中には、下水処理の再利用とかリサイクル、それから水質汚泥やし尿の有効活用という項目があるのですけれども、それについてはどのような状況で進んでいるのか教えていただきたいのですけど。

## 姫氏原水・環境課長

ただいま東条委員から、汚泥等の有効利用等について、どのように進んでいるのかという質問を頂いたと思います。

下水汚泥につきましては、肥料成分となるリンや窒素等の資源を含有しておりまして、下水汚泥のポテンシャルを生かした肥料としての利用の拡大と、資源循環の観点からも重要であると認識しております。

一方で、下水汚泥の肥料利用につきましては、重金属や成分、品質、また製造の生産体制、また需要、流通の確保など、多くの課題がございまして、国土交通省や農林水産省においては昨年度、下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会を開催するとともに、効率的なリンの回収技術や、新たな技術に係る実証事業による技術開発、また利用促進に向けた課題解決の取組が進められているところでございます。

旧吉野川流域下水道におきましては、リン等を回収する施設を整備するに見合った量の汚泥が発生している状況ではございませんので、現在のところ、焼却、埋立処分を行っております。

しかしながら、下水汚泥の肥料利用の可能性を探るため今年度、国の支援事業によりまして、発生している汚泥の中の重金属、肥料成分の分析調査を行っているところでございます。

引き続き、国の動きを注視して情報収集に努めるとともに、環境部局とも連携しまして、下水汚泥の有効利用について調査研究をしてまいりたいと考えております。

## 東条委員

今おっしゃっていただいたように、地球的にもリンとか窒素というのは、もう限界に来ているということで、国によっては法令で決めて、リンは採取するようなことも言われていますので、今後、そういう問題も含めて再利用というか検討をしていただきたいということを要望しておきます。

## 井村副委員長

1点お聞かせください。

いろいろ御説明を頂いたのですけど、事業の見直しということなんですが、基本的に徳島県としては、各市町とどう進めていくのか。というのは、私の地元が小松島なんですけど、小松島が下水道整備でなくて合併浄化槽にかじを切ったということを聞いておったので、県としても今後、下水道整備ではなくて、合併浄化槽のほうに支援をしていくのか、

今日は決算委員会なんですけど、今後の方針を聞かせてください。

姫氏原水・環境課長

ただいま井村副委員長から、今後の汚水処理の進め方について御質問を頂いております。

まず、下水道整備につきましては、昨年度見直しをして必要なところ、時間的に考えて令和17年度までに整備できるところを、しっかり範囲を絞って集中的にやっていくと。

昨年、構想を見直して、下水道区域から外れたところについては今後、合併処理浄化槽での整備を促進していくと考えております。

合併処理浄化槽の整備につきましては、県としましても、個人に対して市町村が補助する場合とか市町村自ら浄化槽を整備する場合、その費用の一部について市町村に対する補助制度を設けております。

その補助制度を最大限活用していただけるよう、市町村に働き掛けて、浄化槽の整備を促進していきたいと考えております。

井村副委員長

私も、基本的には合併処理浄化槽でいいと思っています。

徳島県の地形を考えたら、人口密集地は整備をするけど、それを考えたら合併処理浄化槽でいいと思うので、そちらの整備、補助をしっかりやっていただきたいなと思います。

大塚委員長

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました決算の内容については、認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり認定すべきもの（簡易採決）

令和4年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について

それでは、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

松野県土整備部長

本日は、長時間にわたり貴重な御意見、御指導を賜りまして、ありがとうございました。

委員の皆様方から頂戴いたしました御指導、御提言を流域下水道事業の経営に反映させ

ることによりまして、地方公営企業の本旨であります、公共の福祉の増進、さらには経済性を最大限に発揮し、持続可能な下水道サービスが提供できるよう適正かつ効率的な経営を行い、旧吉野川・今切川流域における生活環境改善や、公共用水域の水質保全にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導を賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

大塚委員長

それでは、これをもって本日の委員会を閉会いたします。（11時17分）